

敦賀火力発電所1号機 高圧ガス貯蔵所における手続き不備に関する 指示文書の受領について

平成28年8月19日
北陸電力株式会社

当社は、本日（8月19日）、福井県から指示文書「高圧ガス保安法の遵守について」を受領しましたので、お知らせいたします。

本年6月2日、当社の敦賀火力発電所1号機の高圧ガス貯蔵所において、同発電所の建設時（運転開始：平成3年10月）に、高圧ガス取締法に基づき申請^{※1}した窒素ガスボンベの設置許可数量を超えて貯蔵^{※2}していることが判明しました。そのため、超過分の窒素ガスボンベおよび配管を撤去し、速やかに福井県へ連絡いたしました。

その後、当時の経緯について詳細な調査を行い、8月1日、福井県に報告書を提出したところ、本日（8月19日）、高圧ガス保安法に基づく手続き不備^{※3}に関して、福井県から指示文書「高圧ガス保安法の遵守について」を受領しました。

当社としましては、法令の遵守に努めるとともに、今回の指示を踏まえ、再点検結果および再発防止対策を速やかに取りまとめ報告する予定です。

【指示の概要】

- ・高圧ガス保安法に基づく許可・届出等について同様な事例がないか再点検を行うとともに遵守すること。
- ・再点検結果および今後の再発防止対策について報告すること。

※1 高圧ガス取締法に基づく申請
同法第16条で定める高圧ガス貯蔵所の設置許可を申請した。

※2 設置許可数量を超えた貯蔵
高圧ガス貯蔵所は、貯蔵量1,750^m（ガスボンベ250本分）で設置許可を受けていたが、貯蔵量1,925^m（ガスボンベ275本分）を貯蔵していた。

※3 高圧ガス保安法に基づく手続き不備
平成8年、高圧ガス取締法が高圧ガス保安法に改正。
両法第19条に定める高圧ガス貯蔵所の構造または設備の変更の工事に関する手続きに関し、未届出の配管の変更工事および貯蔵量の変更の手続きに不備があった。

以 上